

教師になった者に対する 奨学金の返還免除制度 (教員免除) 説明会

日 時 : 令和6年12月18日(水) 12時15分~45分
場 所 : 学術メディア創成センター2階
プレゼンテーション室

対象者 : 教師になることを希望する以下の学生

- ・ 大学院人間社会環境研究科及び自然科学研究科
博士前期課程に在籍し、日本学生支援機構第一種
奨学金貸与を受けているまたは貸与予定の1年次
大学院学生
- ・ 大学院人間社会環境研究科及び自然科学研究科
博士前期課程進学予定者を含む教員免許状取得を
目指す人間社会学域及び理工学域の学類学生

2024(令和6)年度から、対象者(次頁)に対して、大学院で貸与を受けた日本学生支援機構の第一種奨学金が全額返還免除される制度が始まりました。

2024(令和6)年度に本学で申請対象となるのは、教職大学院を修了予定の者のみでしたが、2025(令和7)年度から人間社会環境研究科及び自然科学研究科において、要件を満たす授業科目「連携協力校実習」が開講予定のため、単位を修得した2025(令和7)年度修了者から申請可能となる予定です。

詳細は以下URLより確認してください。

(チラシ) 教師になった方に対する奨学金の返還免除制度

http://www.kanazawa-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2024/09/menjyo_R6.pdf

教師になった者に対する奨学金の返還免除制度

(1) 対象者：

- ①教職大学院に在籍し、教員採用選考等（※1）に合格、教職大学院修了の翌年度から正規教員として採用される予定の者（※2）であり、その後、現に大学院修了の翌年度（4月1日時点）に正規教員として在職していることを確認できた者
- ②教職大学院以外の大学院（修士課程、博士前期課程、専門職学位課程）に在籍し、必要な要件（※3）に該当した上で、教員採用選考等（※1）に合格、大学院修了の翌年度から正規教員として採用される予定の者（※2）であり、その後、現に大学院修了の翌年度（4月1日時点）に正規教員として在職していることを確認できた者

※1 公立学校の教員採用選考だけでなく、国・私立学校等の採用を含みます。また、対象となる学校種は以下のとおりです。

対象となる学校種

- ・学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

※2 学士課程や大学院在籍時に、教員採用選考等に合格し、大学院修了まで採用延期制度等により在籍する者を含みます。大学院修了後（既卒者として）に正規教員の採用内定を得た場合は返還免除の対象となりません。

また、臨時的任用の者や非常勤講師は対象者に含まれません。

※3 大学院において教職課程を履修し専修免許状を取得しており、且つ、[教職課程に位置付けられる一定時間以上の「学校等での実習」を内容とする科目の単位を取得](#)していること。

(2) 返還免除の対象となる奨学金

大学院在籍時に貸与を受けた日本学生支援機構の第一種奨学金（授業料後払い制度の奨学金も含む。）

要件を満たした対象者は全員、全額返還免除となります。

(3) 返還免除の申請手続について

当該返還免除については、日本学生支援機構が実施する大学院学生を対象とした「特に優れた業績による奨学金返還免除制度」により実施しますが、申請手続等は、通常の手続きとは異なる点もありますので、貸与終了年度に改めてお知らせします。

連携協力校実習(選択科目、1単位)

原則として、6月～11月を実習期間とし、人間社会学域学校教育学類附属高等学校において「探究基礎」及び「総合探究ゼミ」の授業に参加し、探究や共生の視点を学びます。人間社会学域学校教育学類附属高等学校における専門分野の授業等において実習を行うことも可能です。

年間スケジュールは、個々の学生毎に異なりますが、一例として下表を参照してください。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
連携協力校実習				・探究基礎 ・総合探究ゼミ						評価面談	